

社会福祉 しずおか

2015

2
No.771

特集

生活福祉資金貸付制度の活用に向けて
～生活困窮者自立支援制度と
連動した運用に向けて～

編集発行



社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号

電話.054-254-5248 FAX.054-251-7508

<http://www.shizuoka-wel.jp>

E-mail spcsw@shizuoka-wel.jp



生活福祉資金貸付制度の活用に向けて

～生活困窮者自立支援制度と 連動した運用に向けて～

生活福祉資金貸付制度は、静岡県の民生委員が提唱した世帯更生運動に端を発して、昭和30年に創設(当時は世帯更生資金という名称)された、社会福祉法に基づく第1種社会福祉事業です。

本制度は、各時代の社会情勢等により資金の新設や統廃合が行われ、大規模災害時には特例貸付を実施するなど、時代のニーズに応じた柔軟な運営が行われてきました。

これまで、県内で約3万世帯(貸付総額108億円)への貸付を行い、世帯の経済的な課題の解決に一定の役割を果たしてきました。

平成27年度から施行される「生活困窮者自立支援制度」にも連動した制度として、更なる活用が求められます。

生活福祉資金の目的・趣旨

本制度の目的は、低所得世帯、

障害者世帯、高齢者世帯に対して

必要な資金を貸し付け、相談支援

を行うことで、世帯の経済的な自

立や安定した生活を実現すること

にあります。

単に資金を貸し付けるだけでな

く、市町村協は、民生委員や地域の

機関の協力を得て、相談や見守り

等の支援を継続的に行い、経済的な改善と世帯が望む生活の実現に向けて様々な関わりを持ちます。

また、資金貸付終了後(完済後)

も必要に応じて定期的に生活状況

の把握を行い、相談、支援を継続し

て行います。

なお、本制度は他制度の利用が困

難な場合に貸付を行うものであり、

他制度の利用が優先となります。

「生活福祉資金」の資金種類

〈総合支援資金〉

失業などにより生活の維持が困難になった世帯へ生活費及び必要資金の貸付

☞ 生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費

〈福祉資金〉

日常生活を送る上で、または自立した生活を確保していくために、一時的に必要であると見込まれる費用の貸付

☞ 福祉費・緊急小口資金

〈教育支援資金〉

学校教育法に定められた高等学校、大学等への入学や通学に必要な経費を貸付

☞ 教育支援費・就学支度費

〈不動産担保型生活資金〉

一定の居住用不動産を有し、将来にわたり住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保に生活費を貸付

☞ 不動産担保型・要保護世帯向け

※詳しい貸付条件等については、お近くの市町村協にお問い合わせください。

最近の動向

平成二十二年度の制度改正では、資金種別が統廃合されたほか、連帯保証人要件の緩和、貸付利子の引き下げが行われ、新たな資金として、離職・失業者対策のための「総合支援資金」が創設されました。本制度が第二のセーフティネット

ト施策として位置付けられたこともあり、リーマンショック以降の厳しい経済・雇用情勢を受け、貸付相談・決定件数が急増しました。現在は相談・決定ともに落ち着きをみせてきています。

総合支援資金の借受人は、生活再建や貸付金の償還のために、一定の収入を得ることが必要です。そのため、貸付ける際には、福祉事務所やハローワークとともに、継続的な就労に繋がられるように支援

しています。また、定期的に就労活動や生活状況の報告を得て、必要に応じて新たな支援機関への繋ぎなどを行っています。

子どもを取り巻く環境の厳しさ

毎年、秋頃から相談が増加するのが、高校・大学等の教育費の貸付相談です。母子・父子世帯からの相談も増加しており、子どもを取り巻く厳しい状況がうかがえます。

家庭環境が複雑な場合も多く、福祉事務所、児童相談所、行政機関や学校、児童養護施設等から相談が寄せられる場合もあります。教育支援資金は、修学する子どもが卒業後に返済することとなるため、長期にわたる見守りや支援が求められます。多くの世帯では

学業の継続と将来の夢のため、子ども自らもアルバイト等をしながら通学しています。

複雑化する生活課題を受け止め、自立に向けた支援を

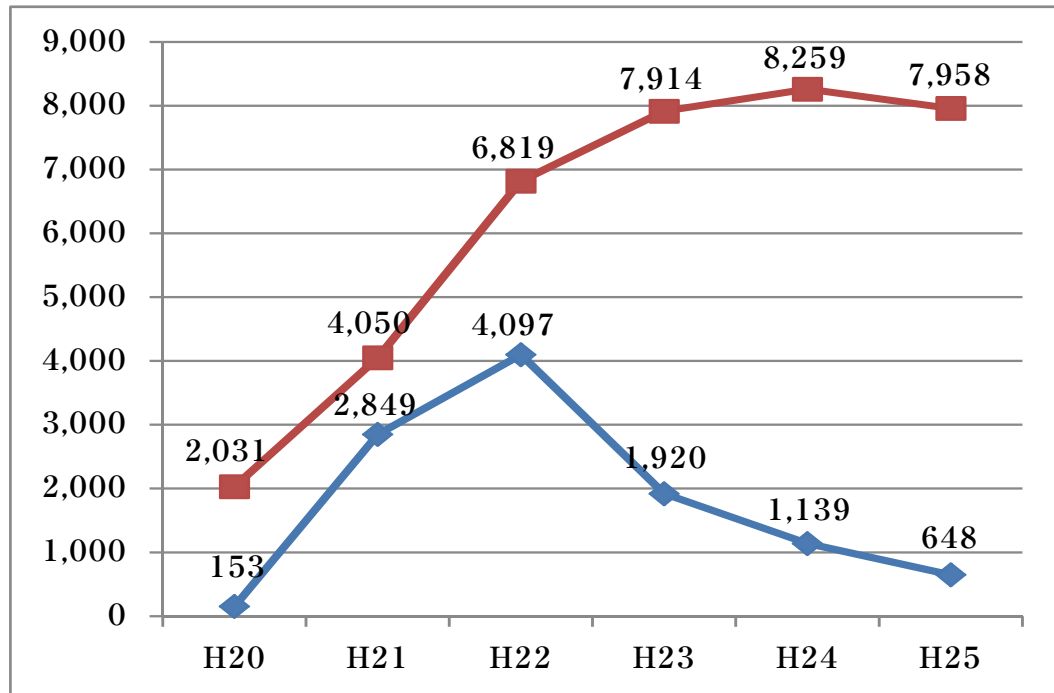
失業者等の生活再建支援を目的とする総合支援資金の相談者の中には、生活の基盤である住居を失い、友人宅に身を寄せていたり、一時的に簡易宿泊所やネットカフェ等を利用しながら就職活動を行っている人もいます。また、社協へ相談に来る前に利用した金融機関等のクレジットローンや住宅ローン等の負債が大きく、資金の貸付ではなく債務整理を勧めることもあります。

また、返済については、もともと低所得世帯を対象とした貸付制度であるため、毎月順調に償還が行われる世帯ばかりではありません

ん。償還が始まって間もなく自己破産手続きを開始したり、就労先を求めて転居を繰り返したりする人も少なくありません。本会でも市町村協民生委員と協力して、借受人宅を訪問したり、様々な通知や電話による連絡を行っています。が、郵便物が届かなくなったり、住民転出届が出されなまま行方不明となる借受人も後を絶たないのが現状です。計画どおりの償還ができず月々の償還額を減額して償還している借受人も多いため、貸付決定件数は減少していますが、貸付中件数は高止まりの状況です。

本制度の相談者の多くは、経済的な困窮だけでなく、社会的に孤立している場合が少なくありません。世帯内に複合的な課題を抱える人も多く、貸付だけでは問題を解決できない人に対しては、支援機

生活福祉資金貸付決定件数と貸付中件数の推移 (H20～25年度)



関が協力し、継続的かつ包括的に必要な支援を提供していく必要があります。

生活困窮者自立支援制度との連動に向けて

生活困窮者の増大が国家的な問題となっており、その解決策として、平成二十七年四月から「生活困窮者自立支援法」が施行されます。

福祉事務所が実施主体となり、生活困窮状況になった方に対する相談窓口が新たに開設され、困窮状況からの脱却に向け、本人の同意のもとに関係機関・団体が寄り添った継続的な支援が行われることとなります。

本制度もこの新たな制度に連動し、生活困窮者

世帯への包括的な支援策のひとつとしての取り組みが期待されています。対象となる世帯の生活課題を整理して、その解決を図るとともに、その人の生活支援を行うネットワークを構築することが必要です。

生活困窮状態に陥った場合に、新たな制度を活用し、継続的な支援のもとで困窮状態から早期に脱却できるよう、本制度も支援策のひとつとして有効的に活用することが求められています。

イベントの事ならなんでもおまかせ!
(株)アイ

運動会 お祭り
各種レンタル

- 会場設営・舞台・テント
- 照明・音響
- エアースターチ・ゲート
- フアフア動物製作販売リース
- 名入風船
- 各種文字カット
- アドバルーン各種

本社 / 焼津市大住402番地
☎054 (639) 6664

里親と施設の連携や当事者の力を高める ～ふじ虹の会の取組～

実の親などの保護者による適切な養育が受けられない児童等に対して、社会的に必要な養育を行う手立てとして里親と児童養護施設等の存在があります。わが国では要保護児童の多くが、児童養護施設等に入所して生活していることが多いという実態があります。

制度が異なるため、単純な比較はできませんが、欧米諸国では概ね半数以上が里親委託であるのに対し、日本では施設：里親の比率が9：1となっており、圧倒的に施設養護への依存度が高いのが現状です。

そうした中で、積極的な活動を行う「ふじ虹の会」坂間会長（静岡県里親連合会副会長）にお話を伺いました。

Q 「ふじ虹の会」設立の経過についてお聞かせください

社会的養護を必要としている児童は全国的に増加しており、それに関わる里親のあり方が検討されています。このような中で、富士・富士宮地区の里親としても社会的養護を必要とする児童に対して適切な処遇を滞りなく実施しようと東部里親会から分割・新設することとし、平成23年4月、会の活動を通して里親の資質向上、子どもの福祉向上、地域社会の意識向上の推進を目的に「ふじ虹の会」を設立しました。

会の主な取組は、児童福祉施設との懇談会とフォスター・セッションです。懇談会は年に数回開催し、多くの施設職員や里親に参加してもらうことで、顔の見える関係づくりや悩み・気づきを共有する機会としています。フォスター・セッションは年に1回開催し、市内6つの児童福祉施設の取組や里親の事例等を発表する当事者参加型のセミナーです。今年度は11月に開催し、市内中心に約150人の参加がありました。

その他にも、会の活動として、当事者の力を高めることを目的にし、行政と対等に話（話をするチャンスに黙らないこと）をすることを大切にしています。



フォスター・セッション



里親会、施設、行政、市民とのイベント検討会

Q 里親会などに関する課題はどんなことがありますか

会の活動を強化していますが、会員が増えないことが大きな課題です。また、里親が高齢化していることや新しい里親の成り手不足という課題もあります。

その理由として里親にまつわる責任の重さやネガティブなイメージとともに、一般的に子育ては実の親がすることで社会の責任ではないと思われることがあるのではないかと考えます。

また、里子であることに後ろめたさを感じ、そのことを隠すために里親の名字で生活する児童も多いのが現状です。里親制度の重要性を地域に発信し、住民の理解を深めていくことが大切だと考えます。

Q 今後会として目指していくことはなんですか

今後も、懇談会や研修会等を通して、里親と施設の連携を高めていきたいと考えています。里親が施設に期待することは、相談先としての専門性です。一方、施設側も、里親家庭で生活する方が本人のためではないと思われる入所児を抱えています。今まではお互いの情報の整理が取れていなかったため、児童にとって、どちらの支援が適切であるかの情報が不十分だったと思われます。

3月22日(日)には米国シアトルにある児童福祉に関するNPO法人IFCAを招き、こどもの視点からみた社会的養護の権利保障と今後の展望について学ぶためのセミナーを富士市で開催する予定です。

今後も当事者の主体性を高める活動を中心に里親制度の推進を図っていきたいと考えています。

会の情報はホームページやフェイスブックでも発信中です。

ホームページ：<http://www.geocities.jp/fujinijinokai/>

フェイスブック：「ふじ虹の会」⇒ いいね!

<文責：経営支援課>

平成26年度『静岡県福祉職合同入職式』を開催します!

福祉施設・事業所等の新規採用予定者を対象に、福祉職としての自覚とモチベーションを高めることをねらいとした「福祉職合同入職式」を開催します。

福祉職合同入職式は、福祉業界に入職する新入職員を業界全体で祝福し歓迎する場であり、福祉業界で働くことの意義ややりがい、誇りを新入職員に自覚してもらう場でもあります。

また、この機会に参加者同士が同期生としての仲間意識を持ってもらえるような内容にもなっています。

記念講演は、昨年大変御好評をいただいた「奇跡の連鎖」代表の紺野大輝氏に御講演いただきます。（「静岡県介護の未来ナビゲーター」から新入職員に向けたメッセージもあります!）

事業所の皆さん、ぜひ新規入職者を参加させてください。そして、みんなで新しい仲間にあいさつとエールを送りましょう。

参加対象 県内の福祉施設・事業所等に平成27年4月からの採用が内定している者(各会場共概ね50人)
※申込みは法人単位となります。

開催日時・会場

地区	開催日時	会場
東 部	平成27年3月6日(金) 13:15~16:00	沼津リバーサイドホテル 沼津市上土町100-1 TEL 055-952-2590
中 部	平成27年3月12日(木) 13:15~16:00	グランディエールブuketーカイ 静岡市葵区紺屋町17-1 TEL 054-273-5225
西 部	平成27年3月11日(水) 13:15~16:00	ホテルクラウンパレス浜松 浜松市中区板屋町110-17 TEL 053-452-5111

フォローアップセミナー 平成27年12月頃、福祉職合同入職式参加者が再び交流できるフォローアップセミナーを開催する予定です。

◆平成25年度合同入職式 第2部 交流会の様子(西部会場)



◆平成25年度合同入職式参加者 フォローアップセミナーの様子(H26.12.3)



お問い合わせ

静岡県社会福祉協議会 静岡県社会福祉人材センター
TEL 054-271-2110 FAX 054-272-8831

NPO・ボランティア団体紹介

平成26年度静岡県社会福祉協議会ふれあい基金の助成を受けた53団体の中から、今回は「東日本大震災に係る避難者交流活動助成事業」の受賞団体の活動を紹介します。

「浜松ちーむ麻の葉」(浜松市)

「浜松ちーむ麻の葉」は、浜松の母ちゃん父ちゃん達による民間ボランティア団体です。

東日本大震災直後から、募金活動や物資支援、イベントの企画などを行い、被災者に寄り添った活動を行っています。

また、《半歩前進プロジェクト ドレスタオルを縫おう!》を立ち上げ、仮設住宅の住民を中心に復興支援も進めてきました。

本会の助成は、避難者と地域住民の交流や震災の風化防止を目的とした「東日本大震災復興支援」イベントに活用されます。

10/2にイオンモール浜松市野で開催されたイベントでは、福島県や岩手県で被災された方たちが「語り部」として、震災直後の避難状況や津波への備えについて話してくださいました。

イベントに参加した市民以外にも、買い物に来てふらっと耳を傾ける人、座って話を聞き始める人…たくさんの方が「語り部」の話を聞き、震災の怖さや命の大切さを再認識する大切な機会となりました。

今後も、被災者の心の復興を第一に活動していきたいと計画している「浜松ちーむ麻の葉」の活躍に期待します。



お問い合わせ先

「浜松ちーむ麻の葉」

代表 楠本 玄修

電話番号 090-9026-5053

アドレス genshu.ku@i.softbank.jp

カーテン・リース&クリーニング

特許取得の出張クリーニング車にて施設に訪問、取外し、クリーニングから取付けまで全ておまかせの予備不要短時間低料金システムでお喜び頂いています。
欠落部品の補充もします。

メンテナンス付リースでカーテンはいつもきれいです



カーペットタイル・リース&クリーニング



カーペットタイルをリースで導入、月々は小さな負担でも静かで豪華な雰囲気と安全性はイメージアップに大きく貢献します！
メンテナンス付でいつまでもきれいです！

御施設のご要望にお応えした独自の技術力でお役に立つサービスを提供します。 **株式会社三ナワ**

静岡市葵区産女1060番地の1
☎054-295-9002 Fax054-295-9003

ロールスクリーンクリーニング

独自洗浄方式開発によりメンテナンス対応が拡がりました。
洗浄から乾燥迄、短時間で
行い、リースも可能に
ブラインドもOK



学校の舞台幕(緞帳)

当社独自の舞台幕メンテナンスです「大変お喜び頂いています」
ご注文の時期が集中します。御早めに予約願います。



転倒防止の滑り止め

玄関、浴室、厨房等、濡れると滑る場所に最適。
ご心配を安心に変えて頂くために…
※素足用・土足用がございます。





ありがとうございました ～県社協への寄附金～

✿ 静岡県ふれあいの翼協議会 様から
 本会（一般寄附金）へ
 50,000円の寄附をいただきました。

（12月2日）

✿ 土屋次義 様から
 本会（ふれあい基金寄附金）へ
 100,000円の寄附をいただきました。

（12月11日）

✿ 中日新聞東海本社 様から
 本会（一般寄附金）へ
 230,000円の寄附をいただきました。

（12月16日）

皆さまからの御意見を募集しています!



静岡県社会福祉協議会では、現在、本会の活動指針となる第四次活動推進計画（平成27年度から平成31年度までの5カ年の）策定を進めています。

このたび計画の原案をまとめましたので、皆さまにお知らせいたしますとともに、今後の計画策定の参考とするため、御意見を募集します。

募集期間	平成27年2月1日～2月16日
意見募集の方法	本会ホームページ(http://www.shizuoka-wel.jp/)に原案を掲載いたしますので、御意見をお寄せください。
意見の送付方法	郵送、FAX、メールにより、下記あてにご提出ください。
意見の送付先	静岡県社協 福祉企画部 地域福祉課 〒420-8760 静岡市葵区駿府町1-70 電話:054-254-5224 FAX:054-251-7508 E-mail:kikaku@shizuoka-wel.jp

第3回静岡県福祉広報紙コンクール結果発表

県内の福祉サービス事業者や市民活動団体が発行する広報紙の紙面充実と地域福祉活動の更なる推進を目的に標記コンクールを実施しました。過日の審査会により受賞団体12団体が決定しましたので報告します。たくさんのご応募ありがとうございました。

なお、受賞した団体は以下のとおりです。受賞された皆さん、おめでとうございます。

【福祉サービス事業所部門】

	広報紙名	施設・事業所名
最優秀賞	元気村だより	特定非営利活動法人 障害者活動支援団体 げんきむら
	Happy!回覧用	社会福祉法人 木華会 れんげ保育園
優秀賞	ぷらすほほえみ	社会福祉法人 八生会 介護老人福祉施設 一空園
	はばたき	社会福祉法人 正生会 特別養護老人ホーム つばさ
奨励賞	西小児童クラブ新聞	磐田西小放課後児童クラブ
	Cuopy's(クーピース)	特定非営利活動法人 クープ

【市民活動団体部門】

	広報紙名	団体名
最優秀賞	江東地区社協だより	浜松市江東地区社会福祉協議会
優秀賞	脳外傷友の会しずおか	特定非営利活動法人 高次脳機能障害サポートネットしずおか
	あじさい	富士市在宅介護者家族の会
奨励賞	大北サロン	大北サロン
	見付地区社会福祉協議会だより	見付地区社会福祉協議会
	中泉地区社会福祉協議会だより	中泉地区社会福祉協議会